

福山市後期高齢者健康診査業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「高齢者医療確保法」という。）に基づく、後期高齢者健康診査について必要な事項を定める。

第2 業務の実施方法等

1 健康診査の実施方法

集団健診及び個別健診により実施する。

2 対象者

75歳以上及び65歳以上の後期高齢者医療被保険者の福山市民とする。ただし、次に掲げる人を除く。

- (1) 特定健康診査又はそれに相当する健康診査を既に受診済みの人
- (2) 病院又は診療所に入院している人
- (3) 高齢者医療確保法第55条第1項第2号から第5号までの施設に入所、入院している人(障害者支援施設、養護老人ホーム及び介護保険施設等)
- (4) 被爆者健康手帳の交付を受けている人

3 実施回数

同一人については、年1回とする。なお「年1回」とは4月1日から3月31日までの間に1回とする。

第3 周知方法

広報ふくやまに掲載する等周知徹底を図る。

第4 業務実施計画

- 1 業務実施計画は受託者と協議して決定するものとする。
- 2 当該業務実施計画を変更するときも同様とする。

第5 項目及び方法

- 1 検査項目及び方法については次のとおり。
 - (1) 問診
服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目及び自覚症状等を聴取すること。
 - (2) 身体計測
身長、体重を測定し、BMIを算定すること。

$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$

(3) 診察（理学的所見）

視診、打聴診、触診及びその他必要な検査を実施すること。

(4) 血圧測定

測定回数は原則2回とし、その2回の測定値の平均とする。現場の状況に応じて、1回の測定でも可とする。

(5) 血中脂質検査

空腹時中性脂肪、HDLコレステロール及びLDLコレステロールを測定すること。

空腹時中性脂肪は、採血時間が絶食10時間以上経過していること。

やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪（絶食10時間未満）による血中脂質検査を行うことを可とする。

空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後に採血する場合には、LDLコレステロール量の検査に代えて、Non-HDLコレステロール量（総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの）の検査を行うことができる。この場合において、血中脂質検査におけるLDLコレステロール量の検査を行ったものとみなす。

(6) 肝機能検査

AST（GOT）、ALT（GPT）及び γ -GT（ γ -GTP）を測定すること。

(7) 血糖検査

空腹時血糖又はHbA1c（NGSP値）のいずれかを測定すること。

空腹時血糖は、採血時間が絶食10時間以上経過している場合に実施し、空腹時血糖が測定できない場合はHbA1c（NGSP値）を測定すること。

やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c（NGSP値）を測定しない場合は、随時血糖（食事開始時から3.5時間以上絶食10時間未満）による血糖検査を行うことを可とする。

(8) 尿検査

尿中の糖及び蛋白の有無を測定すること。

腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者の場合は、検査不能という扱いも可能とする。

2 判定区分

検査結果は、各検査ごとに所定の方法で判定し、医師が総合的に判断し、「異常を認めず」「要指導」及び「要医療」に区分する。

第6 指導

異常所見を有する人に対しては、治療の勧奨や日常生活の指導等に努めるものとする。

第7 受診者負担金

受診者負担金は徴収しない。

第8 検査結果の報告

医療機関は、健康診査を行った月の翌月10日までに、診査票を市に提出する。

第9 結果の通知

受診者への結果通知は、実施後1か月以内に実施機関が行うものとする。

第10 記録の整備

- 1 市は結果については、名前、年齢、検査結果及び判定結果等の記録を保管するものとする。
- 2 実施機関は、受診者の記録を5年間は保存する。

附 則

この要領は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。